

2024年3月27日

各位

会社名 PTCJ-5ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 川元 晋介
問合せ先 同上
(TEL : 03-5223-6780) (代表)

ウェルビー株式会社株券等（証券コード：6556）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

PTCJ-5ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年2月8日、ウェルビー株式会社（証券コード：6556、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年2月9日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2024年3月26日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

PTCJ-5ホールディングス株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 対象者の名称

ウェルビー株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式（以下「対象者株式」といいます。）

② 新株予約権

2022年5月25日付の取締役会決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年5月26日から2032年5月25日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	22,076,617株	12,861,700株	—株
合計	22,076,617株	12,861,700株	—株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（12,861,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（12,861,700株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う株券等の最大数（22,076,617株）を記載しております。これは対象者が2023年11月13日に提出した第13期第2四半期報告書

に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(27,560,771株)に、本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計(28,000株)を加算した株式数(27,588,771株)から、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大田誠氏が本公開買付けに応募しないことを合意している対象者株式の数(5,512,154株)を控除した株式数(22,076,617株)です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 本新株予約権の権利行使期間の開始日は、公開買付期間の末日後に設定されているため、公開買付者は、公開買付期間中に本新株予約権が行使され対象者株式が本新株予約権者に対して発行又は移転されることを想定しておりません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2024年2月9日(金曜日)から2024年3月26日(火曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金1,089円

② 本新株予約権1個につき、金25,200円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(12,861,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(20,346,733株)が買付予定数の下限(12,861,700株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2024年3月27日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	20,318,733株	20,318,733株
新 株 予 約 権 証 券	28,000株	28,000株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株

株券等信託受益証券 ()	— 株	— 株
株券等預託証券 ()	— 株	— 株
合 計	20,346,733 株	20,346,733 株
(潜在株券等の数の合計)	28,000 株	(28,000 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	144,258 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.29%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	203,467 個	(買付け等後における株券等所有割合 73.75%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	55,121 個	(買付け等後における株券等所有割合 19.98%)
対象者の総株主の議決権の数	275,495 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2024年2月13日に提出した第13期第3四半期報告書（以下「対象者第3四半期報告書」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数（27,560,771株）に、本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計（28,000株）を加算した株式数（27,588,771株）から、対象者第3四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（44株）を控除した株式数（27,588,727株）に係る議決権の数（275,887個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
2024年4月2日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した方（株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、公開買付者が2024年2月9日付で提出した公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

PTCJ-5 ホールディングス株式会社
（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上